

契約情報

工事（委託）名	登録有形文化財旧宮川家住宅主屋 防災防犯設備設計業務
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館 旧宮川家住宅主屋（岐阜県百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、1者見積による随意契約とした。
契約年月日	令和4年4月15日
契約業者名	池戸建築事務所
契約業者住所	愛知県豊明市新栄町2丁目307
施工(履行)期間	令和4年4月15日 ~ 令和4年12月28日
契約金額(消費税込)	396,000円
工事(業務)概要	登録有形文化財旧宮川家住宅の防災防犯設備の設計

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 登録有形文化財（建造物）旧宮川家住宅主屋の防災・防犯設備設置の設計を委託する。 当該施設は、明治時代に旧徳山村に建造され、現在の位置に移築され30年以上が経過している。 平成30年には知事の視察があり、保存整備の指示を受けた。近年、文化庁は、文化財（建造物）の防火、防犯対策のガイドラインを作成し、文化財建造物に対する防災・防犯対策を徹底する旨の指導をしている。 防災、防犯設備の設置は求められるが、当該施設は、木造古民家であり、文化財建造物である。文化財としての価値を保存しつつ、新たに、自動火災報知設備、消火栓、防犯カメラの設置をする必要がある。 そのため、木造古民家、文化財建造物の関連業務（設計）に経験のある業者との契約が望ましい。 また、周囲に森林が多く、無線が使用できない状況で、有線（地中配管）による博物館本館との連絡工事を要し、公園内における施設と本館の間の状況をしっかりと踏まえたうえでの設計をしなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないこと の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回業務委託を考えている業者は、昨年度旧宮川家住宅主屋の耐震補強工事の実設計を行い、当該施設の寸法、現在の状況、細部まで把握している。また、これまでも他施設（文化財建造物）において、電気設備設計業務の経験もある。 ・耐震補強工事の設計をする中で、現状の電気設備の配線の状態も把握しており、文化財の木造古民家のイメージを損なわず、かつ適切な電気配線の設計をすることができる。 ・耐震補強工事の実設計図上に、消火栓の位置、天井の自動火災通報装置の位置、防犯カメラの位置等も考慮しながら作成をしており、他業者よりも迅速に業務を遂行することができる。 ・仮に、入札によって他の業者に委託することとなった場合、施設の寸法や状態の把握、耐震強度を考慮しながら、防災・防犯設備の設置を、初めから行う必要があり、設計コスト面、時間面からのロスを生じるおそれがある。 <p>以上のことをふまえて、今回、当該業者との契約が最も適切とするものである。</p>